

平成二十年五月七日

青森県教育委員会第七百十二回定例会

期 日 平成二十年五月七日（水）  
場 所 教育庁教育委員会室

### 会 議 次 第

#### 一 開 会

#### 二 議 案

- 議案第一号 青森県教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱案 ..... 1
- 議案第二号 平成二十年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について ..... 4
- 議案第三号 青森県立図書館協議会委員の人事について ..... 6
- 議案第四号 青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の人事について ..... 7

#### 三 その他

- 民間人校長の登用について ..... 8
- 授業料事務適正化庁内検討プロジェクトチームについて ..... 10

#### 四 閉 会

議案第一号

青森県教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱案

青森県教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱を次のとおり定める。

青森県教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱

(趣旨)

第一 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十七条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の実施)

第二 教育委員会は、毎年、前年度の教育に関する事務が青森県教育施策の方針に基づいて適切に実施されているか点検するとともに、その成果及び課題等について自ら評価するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第三 教育委員会は、点検及び評価についての客観性を確保するため、点検及び評価の実施方法並びにその内容等について意見を聴取するなど、教育に関する学識経験を有する者の知見を活用するものとする。

(点検及び評価の結果の活用)

第四 点検及び評価の結果は、教育施策の企画立案等、効果的な教育行政の推進等に活用するものとする。

(県議会への報告等)

第五 点検及び評価の結果については、報告書を作成して県議会へ提出するとともに公表するものとする。

(その他)

第六 この要綱に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成二十年 月 日から施行する。

議案第二号

平成二十年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について  
平成二十年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事を次のとおり行う。

赤石博	柿崎榮	野呂みえ子	原田齊	須藤涼子	鎌田奈緒子	角田詮二郎	伊藤正樹	澁谷禎	川島慎一郎	鳴海悟	宮野正範	小澤熹	平岡恭一	飯田照次	高橋禎子	田中芳子
-----	-----	-------	-----	------	-------	-------	------	-----	-------	-----	------	-----	------	------	------	------

青森県教科用図書選定審議会委員に任命する  
任期は平成二十年五月十三日から

平成二十年八月三十一日までとする

平成二十年五月十三日

青森県教育委員会

議案第三号

青森県立図書館協議会委員の人事について

青森県立図書館協議会委員の人事を次のとおり行う。

- 工藤志津子
- 千葉栄美
- 今井千都子
- 田澤稔美
- 山本美和子
- 工藤征洋
- 工藤雅市
- 館山耕二
- 成田育男
- 嶋川美智子

青森県立図書館協議会委員に任命する  
任期は平成二十二年五月十三日からとする

平成二十年五月十三日

青森県教育委員会



議案第四号

青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の人事について

青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の人事を次のとおり行う。

二 唐 俊 力  
福 士 弘  
石 橋 昭  
富 岡

青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員に任命する  
任期は平成二十年五月十三日から平成二十二年五月十二日までとする  
平成二十年五月七日

青森県教育委員会

〔その他〕

## 民間人校長の登用について

### 1 経緯

平成12年4月の学校教育法施行規則の改正施行により、教員免許の有無に関わらず、学校運営に真に優れた資質・経験を有する人材を幅広く校長として採用することが可能となった。

本県においては、この改正を受け、学校の管理運営についての権限と責任を有する校長について、幅広く人材を確保するため、平成14年10月に「校長の選考規準」の改正を行うとともに、平成16年度には全国公募の「青森県立学校校長採用特別選考試験」を実施し、平成17年度に民間人校長1名の採用を行った。

民間人校長の登用は、様々な機会を通して県内の多くの教職員に意識改革をもたらしていることや、地域社会等との積極的な交流促進が、教育関係者から高い評価を得ているなど、本県学校教育の活性化に大きく貢献している。これらのことを踏まえ、平成19年度において、再度全国公募を行ったところ10名の応募があったものの、適任者が得られず採用までには至らなかった。

### 2 応募期間及び周知方法について

#### (1) 応募期間

平成17年度の実績は21名であったが、昨年度は10名と応募人数が減少したことから、今回は応募期間を1ヶ月程度長い約2ヶ月間に設定する。

#### (2) 周知方法

青森県教育委員会ホームページへの掲載等のほか、さらに県内の青森商工会議所連合会などの各種団体等へ直接訪問依頼し、人材確保について積極的に働きかける。

[その他]

## 授業料事務適正化庁内検討プロジェクトチーム

### について

#### 1 プロジェクトチーム設置の経緯について

包括外部監査から授業料の未収について指摘を受けたことから、現在の徴収事務における課題の整理及び具体的な改善対策を検討するため、授業料事務適正化庁内プロジェクトチームを設置し、4月28日第1回検討会議を開催した。

#### 2 プロジェクトチームの構成員

- ・ 学校施設課長（チームリーダー）
  - ・ 庁内関係課 6名
  - ・ 県立高校事務長 2名
  - ・ 県内5地区の事務職員 5名 合計14名
- ※専門的な事項を協議するため、プロジェクトチームにワーキンググループを設置した。

#### 3 検討事項

- (1) 県立高校への授業料未納にかかる校内検討委員会の設置について
- (2) 授業料徴収マニュアルの作成について
- (3) その他授業料の未納対策について